

議案第98号

裁判上の和解について

岐阜地方裁判所令和元年（ワ）第752号損害賠償請求事件について、次のとおり、裁判上の和解を成立させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年9月6日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

1 和解の相手方

- (1) 東京都港区虎ノ門一丁目7番12号
沖電気工業株式会社
代表取締役 鎌上 信也
- (2) 岐阜市六条北四丁目10番7号
中央電子光学株式会社
代表取締役 日比 泰雅

2 和解の概要

- (1) 被告沖電気工業株式会社は、原告に対し、和解金として2,136万円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告沖電気工業株式会社は、原告に対し、前号の金員を、令和4年12月28日限り、原告指定の口座に振り込む方法によって支払う。振込手数料は被告沖電気工業株式会社の負担とする。
- (3) 原告は、その余の請求を放棄する。

- (4) 原告及び被告らは、原告と被告らとの間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は、各自の負担とする。

3 事件の概要

- (1) 市が発注した消防・救急デジタル無線の整備において、機器製造業者である沖電気工業株式会社が当該業者を含む5社による談合があったとして公正取引委員会より課徴金納付命令、排除措置命令を受けた。

当市の契約物件は公正取引委員会の課徴金の算定対象物件とはされていないものの、市は沖電気工業株式会社と工事受注業者である中央電子光学株式会社の共同不法行為が行われたと判断し、また、当該工事請負契約約款に定める違約金条項に該当するとして、沖電気工業株式会社と中央電子光学株式会社に違約金及び違約罰を請求していたが、支払いに応じないことから、令和元年12月13日に岐阜地方裁判所に損害賠償金及び遅延損害金合わせて76,896千円の支払いを求める訴えを起こしたもの。

- (2) 令和4年8月15日に岐阜地方裁判所から当市及び相手方に対し、和解案が提示された。